

# 神戸市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業 補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日 住宅都市局長制定  
(最終改正 令和 4 年 3 月 7 日)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市に存する不特定多数の市民が利用する建築物や地震の際の避難確保上特に配慮を要する市民が利用する建築物等において、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## (総則)

第 2 条 建築物の耐震性の向上を図るために本事業を実施する者に対する補助金の交付については、国が定める地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（建築物耐震対策緊急促進事業）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（建築物耐震対策緊急促進事業）、兵庫県が定める兵庫県県土整備部補助金交付要綱及び、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物  
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (2) 特定既存耐震不適格建築物  
法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (3) 大企業  
兵庫県が定める「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書等の取扱要領」（以下「県取扱要領」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める大企業をいう。
- (4) 国又は地方公共団体に関連する法人  
県取扱要領第 4 条第 3 項及び第 4 項に定める国又は地方公共団体に関連する法人をいう。
- (5) 耐震診断  
「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添。以下「技術指針事項」という。）第 1 の方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (6) 耐震補強設計  
技術指針事項第 2 の方法により行う建築物の耐震改修に係る設計をいう。（部分的な建替え及び部分的な除却を含む。）
- (7) 建替え設計  
建築物のすべてを除却し、原則として、当該建築物が存する敷地を含む敷地で新たに建築物を建築するための設計をいう。（部分的な建替えは含まない。）
- (8) 耐震改修工事

技術指針事項第2の方法により行う建築物の耐震改修に係る工事をいう。(部分的な建替え及び部分的な除却を含む。)

(9) 建替え工事

建築物のすべてを除却し、原則として、当該建築物が存する敷地を含む敷地で新たに建築物を建築する工事をいう。(部分的な建替えは含まない。)

(10) 除却工事

建築物のすべてを除却する工事をいう。(部分的な除却は含まない。)

(11) 建築設備の耐震改修工事

地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備をいう。以下同じ。)の耐震性を確保するため、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1388号)に定める内容を満たす工事をいう。

(12) 建築物耐震評価者

次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

一 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会(耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。)を設置しているもの

二 建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

三 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前号の団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの

(13) 災害協定

神戸市と要緊急安全確認大規模建築物の所有者との間での災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定をいう。

(14) 倒壊の危険性がある

耐震診断の結果、 $I_s$ (構造耐震指標)の値が0.6未満相当であることをいう。

(15) 特に倒壊の危険性が高い

耐震診断の結果、 $I_s$ (構造耐震指標)の値が0.3未満相当であることをいう。

(補助対象建築物)

第4条 耐震補強設計又は建替え設計の補助の対象となる建築物は次の各号に該当するものとする。

(1) 神戸市内に存する建築物であること

(2) 所有者が次に掲げる者のみで構成されていないこと

ア 国又は地方公共団体

イ 国又は地方公共団体に関連する法人

ウ 大企業

(3) 要緊急安全確認大規模建築物であること

(4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告において、倒壊の危険性があると判断されたものであること

(5) 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)以外の規定に適合していること(建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの及び耐震関係規定以外の規定に適合していないもので、違反箇所について当該補助事業を行う前に是正措置を講じる又は耐震改修工事若しくは建替え工事等とあわせて是正措置を講じることが確実である場合を含む。)

- (6) 耐震補強設計又は建替え設計の内容は、その設計に基づく耐震改修工事又は建替え工事の結果、地震に対して安全な構造となることが、建築物耐震評価者による判定・評価等により確認できるものであること
  - (7) 耐震補強設計又は建替え設計の内容は、その設計に基づく耐震改修工事又は建替え工事の完了後、要緊急安全確認大規模建築物の用途に該当する部分の規模が、特定既存耐震不適格建築物の規模要件を満たすものであること
- 2 耐震改修工事又は建替え工事の補助の対象となる建築物は次の各号に該当するものとする。
- (1) 前項第1号から第4号までに該当するものであること
  - (2) 耐震関係規定以外の規定に適合していること（建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの及び耐震関係規定以外の規定に適合していないもので、違反箇所について当該補助事業とあわせて是正措置を講じることが確実である場合を含む。）
  - (3) 耐震改修工事又は建替え工事の結果、地震に対して安全な構造となることが、建築物耐震評価者による判定・評価等により確認できるものであること
  - (4) 耐震改修工事又は建替え工事の完了後、要緊急安全確認大規模建築物の用途に該当する部分の規模が、特定既存耐震不適格建築物の規模要件を満たすものであること
- 3 除却工事の補助の対象となる建築物は前項第1号から第2号までに該当するものとする。

#### （補助対象事業者）

第5条 第7条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号で算出した補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 補助の対象となる建築物の所有者又は管理者で所有者の同意を得ている者
  - (2) 国又は地方公共団体でない者
  - (3) 国又は地方公共団体に関連する法人でない者
  - (4) 大企業でない者
- 2 第7条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号及び第5項第2号で算出した補助金の交付を受けることができる者は、前項第1号及び第2号に該当するものとする。

#### （補助対象事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、第4条に規定する補助対象建築物に対して実施する耐震補強設計、建替え設計、耐震改修工事、建替え工事又は除却工事に関する事業とする。（前条の補助対象事業者が実施するものに限る。）

#### （補助金の額）

第7条 耐震補強設計又は建替え設計に係る補助金の額は、次の各号の合計額とする。

- (1) 当該設計に要する経費（次に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。）に4/9を乗じた額以内とする。ただし、耐震補強設計において、通常の耐震補強設計に要する費用以外として、設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用を要する場合は、次に掲げる額に1,570千円を上限として加算した額を、当該設計に要する経費の限度とすることができる。

ア 次に掲げる㎡単価を基に算出した額

- (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡
- (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡
- (ウ) 面積2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡

イ 次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じて定める同表の右欄に掲げる額

建築物の用途	補助対象限度額
以下に掲げる用途以外のもの	11,020 千円
小学校等	7,870 千円
幼稚園又は保育園	5,500 千円

(2) 実際に当該設計に要する経費に次式により算出した補助率（1/6 を下回る場合は 1/6）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 1/3 - A/4$$

A：実際に当該設計に要する経費の額に対する前号により算出した補助金額の割合

2 耐震改修工事、建替え工事又は除却工事に係る補助金の額は、次の各号の合計額とする。

(1) 当該工事に要する経費の額（次に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。）に 23%を乗じた額以内の額とする。

ア 51,200 円/m<sup>2</sup>（特に倒壊の危険性が高い部分については 56,300 円/m<sup>2</sup>、免震工法等特殊な工法により耐震改修工事を行う部分については 83,800 円/m<sup>2</sup>）を基に算出した額

イ 次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じて定める同表の右欄に掲げる額

建築物の用途	補助対象限度額 (特に倒壊の危険性が高い場合)
以下に掲げる用途以外のもの	384,000 千円 (422,000 千円)
小学校等	230,000 千円 (253,000 千円)
幼稚園又は保育園	115,000 千円 (127,000 千円)

(2) 実際に当該工事に要する経費の額（次に掲げる額を限度とする。この号において同じ。）に次式により算出した補助率（131/600 を上回る場合は 131/600）を乗じた額以内の額とする。

ア 51,200 円/m<sup>2</sup>（特に倒壊の危険性が高い部分については 56,300 円/m<sup>2</sup>、免震工法等特殊な工法により耐震改修工事を行う部分については 83,800 円/m<sup>2</sup>）を基に算出した額

$$\text{補助率} = 0.115 + 31A/69$$

A：実際に当該工事に要する経費の額に対する前号により算出した補助金額の割合

3 補助対象建築物のうち、災害協定を締結した旅館・ホテルの耐震補強設計又は建替え設計に係る補助金の額は、次の各号の合計額とする。

(1) 当該設計に要する経費（次に掲げる額を限度とする。）に 2/3 を乗じた額以内とする。ただし、耐震補強設計において、通常の耐震補強設計に要する費用以外として、設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用を要する場合は、次に掲げる額に 1,570 千円を上限として加算した額を、当該設計に要する経費の限度とすることができる。

ア 次に掲げる m<sup>2</sup>単価を基に算出した額

(ア) 面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 3,670 円/m<sup>2</sup>

(イ) 面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 1,570 円/m<sup>2</sup>

(ウ) 面積 2,000 m<sup>2</sup>を越える部分は 1,050 円/m<sup>2</sup>

(2) 実際に当該設計に要する経費に次式により算出した補助率 (1/6 を上回る場合は 1/6) を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = A/4$$

A：実際に当該設計に要する経費の額に対する前号により算出した補助金額の割合

4 補助対象建築物のうち、災害協定を締結した旅館・ホテルの耐震改修工事に係る補助金の額は、次の各号の合計額とする。

(1) 当該工事に要する経費の額 (次に掲げる額を限度とする。) に 2/3 を乗じた額以内の額とする。

ア 建築物の耐震改修工事費 (建築設備の耐震改修工事費を除く。) は、51,200 円/m<sup>2</sup> (特に倒壊の危険性が高い部分については 56,300 円/m<sup>2</sup>、免震工法等特殊な工法による部分については 83,800 円/m<sup>2</sup>) を基に算出した額

イ 建築設備の耐震改修工事費は、6,620 円/m<sup>2</sup> を基に算出した額

(2) 実際に当該工事に要する経費の額 (次に掲げる額を限度とする。この号において同じ。) に次式により算出した補助率 (1/15 を上回る場合は 1/15) を乗じた額以内の額とする。

ア 建築物の耐震改修工事費 (建築設備の耐震改修工事費を除く。) は、51,200 円/m<sup>2</sup> (特に倒壊の危険性が高い部分については 56,300 円/m<sup>2</sup>、免震工法等特殊な工法による部分については 83,800 円/m<sup>2</sup>) を基に算出した額

イ 建築設備の耐震改修工事費は、6,620 円/m<sup>2</sup> を基に算出した額

$$\text{補助率} = A/10$$

A：実際に当該工事に要する経費の額に対する前号により算出した補助金額の割合

5 補助対象建築物のうち、災害協定を締結した旅館・ホテルの建替え工事に係る補助金の額は、次の各号の合計額とする。

(1) 当該工事に要する経費の額 (次に掲げる額を限度とする。) に 2/3 を乗じた額以内の額とする。

ア 51,200 円/m<sup>2</sup> (特に倒壊の危険性が高い部分については 56,300 円/m<sup>2</sup>) を基に算出した額

(2) 実際に当該工事に要する経費の額 (次に掲げる額を限度とする。この号において同じ。) に次式により算出した補助率 (1/15 を上回る場合は 1/15) を乗じた額以内の額とする。

ア 51,200 円/m<sup>2</sup> (特に倒壊の危険性が高い部分については 56,300 円/m<sup>2</sup>) を基に算出した額

$$\text{補助率} = A/10$$

A：実際に当該工事に要する経費の額に対する前号により算出した補助金額の割合

6 第1項から第5項にある耐震補強設計、建替え設計、耐震改修工事、建替え工事及び除却工事に要する経費には、消費税相当額を含まないこととする。

7 第1項から第5項の額は予算の範囲内において、市長が認める額とする。

8 補助金の額の算定に当たっては、市長が別に定める一の建築物ごとに算定するものとし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## (交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書【様式第1号】の正本及び副本に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 対象建築物の事業実施計画書【様式第2号】
  - (2) 交付申請額の算出【様式第3号】
  - (3) 補助事業費財源表【様式第4号】
  - (4) 提出書類チェックリスト（交付申請用）【様式第5号】
  - (5) 本人を確認できる書類等
  - (6) 第7条第3項から第5項までの適用を受ける場合は、災害協定の協定書の写し
  - (7) 所有者の住所及び氏名等が確認できる書類（建物の登記事項証明書等）
  - (8) 区分所有又は共有の建物の場合、所有者間で合意されていることが確認できる書類（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第34条に規定する集会に係る同法第42条に規定する議事録の写し等）
  - (9) 管理者が申請する場合は、所有者の同意を得ていることが確認できる書類
  - (10) 現状の付近見取図、配置図、平面図及び断面図（階数がわかるもの）
  - (11) 現状の外観写真
  - (12) 交付申請者及び所有者が大企業又は国若しくは地方公共団体に関連する法人でないことが確認できる書類
  - (13) 耐震診断の評価書（建築物耐震評価者が評価したものに限る。）の写し（法附則第3条第1項の規定による報告において、法の改正施行（平成25年11月25日）前に耐震診断に着手されたものとして報告している場合は、当該報告時における耐震診断の結果の報告書（第一面）、耐震診断結果確認書及び耐震診断結果表の写し）
  - (14) 補助事業のスケジュールが確認できる書類（工程表等）
  - (15) 見積書の写し（積算内訳が確認できるもの）
  - (16) 代理人が申請事務を行う場合は、委任状
  - (17) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震補強設計の交付申請者は、前項の書類に加えて、耐震補強設計の実施者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを確認できる書類（建築士の免許証及び登録資格者講習の修了証明書等）の写しを市長に提出しなければならない。
- 3 耐震改修工事の交付申請者は、第1項の書類に加えて、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 当該工事に係る耐震改修計画の評価書（建築物耐震評価者が評価したものに限る。以下同じ。）建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認（以下「建築確認」という。）を受けなければならない部分については、確認済証（建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）その他地震に対して安全な構造となることを確認できる書類の写し
  - (2) 当該工事の内容がわかる設計図書等
- 4 建替え工事の交付申請者は、第1項および前項第2号の書類に加えて、確認済証その他地震に対して安全な構造となることを確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。
- 5 除却工事の交付申請者は、第1項の図書に加えて、第3項第2号の図書を提出しなければならない。

- 6 補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、毎年度、前5項に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

#### (全体設計の承認)

- 第9条 交付申請者は、補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書【様式第6号】の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認すべきと認めたときは、全体設計（補助事業の実施が複数年度にわたることをいう。）を承認し、その旨を全体設計承認通知書【様式第7号】により、当該申請をした者に通知するものとする。
  - 3 前2項の規定は、補助事業の内容を変更する場合について準用する。
  - 4 第2項の承認を受けた補助事業にあっては、当該補助事業に着手した時点の要綱の定めるところによるものとする。

#### (交付の決定等)

- 第10条 市長は、第8条の申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。
- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。
  - 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書【様式第8号】により交付申請者に通知するものとする。
  - 4 交付申請者は、交付決定が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

#### (補助金の概算払請求)

- 第11条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が特に必要と認める経費について、概算払請求をすることができる。
- 2 補助事業者のうち、第9条第2項に規定する全体設計の承認を受けた者は、完了年度以外の年度にあっては、補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求をしなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
  - 3 補助事業者は、前2項の請求をするときは、補助金概算請求書【様式第9号】を、市長に提出しなければならない。
  - 4 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者概算払により支払うものとする。

#### (申請の取り下げ)

- 第12条 補助事業者は、交付決定があった後、事情の変更等により特別な事由が生じたため、当該決定の取消しを申請しようとする場合は、補助金交付決定取消申請書【様式第10号】の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認すべきと認めたときは、その旨を補助金交付決定取消通知書【様式第11号】により、補助事業者通知するものとする。

#### (事業内容の変更)

- 第13条 補助事業者は、第10条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

は、補助金交付決定変更申請書【様式第12号】の正本及び副本に第8条第1項から第5項までに掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認すべきと認めたときは、第10条第1項及び第2項の規定に準じて、交付決定の変更の決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書【様式第13号】により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 第1項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。
  - (1) 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
  - (2) 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、交付決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの
  - (3) 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの
  - (4) その他市長が認めるもの
- 4 第10条第4項の規定は、第2項の交付決定の変更において準用する。

#### （補助事業の遂行状況報告）

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書【様式第14号】の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する市の会計年度の3月15日のいずれか早い日まで（第16条第2項に規定する全体設計の承認を受けた補助事業の場合、完了年度以外の年度にあつては3月31日）に、実績報告書【様式第15号】の正本及び副本に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 対象建築物の事業実施報告書【様式第16号】
  - (2) 提出書類チェックリスト（実績報告用）【様式第17号】
  - (3) 補助金交付決定通知書の写し（第13条第2項に規定する交付決定の変更の決定を受けた場合は補助金交付決定変更通知書の写しを、第9条第2項に規定する全体設計の承認を受けた場合は全体設計承認通知書の写しを併せて添付すること）
  - (4) 契約書の写し
  - (5) 領収書の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震補強設計が完了したときは、前項の書類に加えて、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
    - (1) 補強設計結果報告書【様式第18号】
    - (2) 耐震改修計画の評価書（建築確認を受けるべき部分については、確認済証）その他



地震に対して安全な構造となることを確認できる書類の写し

(3) 設計図書

- 3 建替え設計が完了したときは、第1項及び前項第3号の書類に加えて、確認済証その他地震に対して安全な構造となることを確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。
- 4 耐震改修工事、建替え工事又は除却工事が完了したときは、第1項の書類に加えて、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 建築士による適合確認書【様式第19号】
  - (2) 建築確認を受けた部分については、当該工事に係る検査済証（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証をいう。）の写し
  - (3) 当該工事の実施が確認できる写真等
- 5 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないときは、交付決定の日の属する市の会計年度の3月31日までに、年度終了実績報告書【様式第20号】の正本及び副本に前4項に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(現場検査)

- 第16条 市長は、耐震改修工事、建替え工事又は除却工事の補助事業において、工程を指定し、現場検査を実施することができる。
- 2 市長は、前項の検査を行った結果、耐震改修工事、建替え工事又は除却工事が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助事業者に指導する。この場合において、市長は、補助事業者が指導に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。
  - 3 市長は、市長がやむを得ない事情と認めた場合以外に、補助事業者が第1項の検査の実施を拒んだ場合は、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定及び精算)

- 第17条 市長は、第15条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書【様式第21号】により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、第11条第4項に基づき概算払で補助金を交付した補助事業者について、第15条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件を満たさない場合は、その差額を減額して前項による額の確定を行うものとする。
  - 3 市長は、前項の規定により補助金の額が確定された場合は、補助事業者に対して速やかに期限を定めて当該差額を請求するものとする。
  - 4 補助事業者は、前項の請求があった場合は、定められた期限内に支払わなければならない。

(補助金の請求)

- 第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書【様式第22号】を前条第1項の額確定通知を受領後速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

### (交付決定の取消し等)

第 19 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書【様式第 11 号】により補助事業者に通知するものとする。

### (補助金の返還)

第 20 条 市長は、第 12 条第 2 項による交付決定の取消しを通知した場合において、当該取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、当該通知の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、補助事業者はその返還を命ずることができる。

2 市長は、前条第 2 項による交付決定の取消しを通知した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該通知の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、補助事業者はその返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前 2 項の期限を延長することができる。

### (加算金及び遅延利息)

第 21 条 補助事業者は、前条第 2 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは除く。

2 補助事業者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

### (関係書類の整備)

第 22 条 補助事業者は、常に、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業の完了又は取消しの日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

### (取得財産の処分)

第 23 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

### (その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年 10 月 3 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱改正の際、この要綱による改正前の規定により補助金の全体設計の承認を受けているもののうち、国が定める耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 29 日国住市第 54 号）に基づく補助金の全体設計の承認を受けているものは、第 16 条第 4 項の規定は適用せず、令和 3 年 4 月 1 日施行のこの要綱の定めるところによるものとする。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 この要綱改正の際、この要綱による改正前の規定により補助金の全体設計の承認を受けているもののうち、国が定める耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 29 日国住市第 54 号）に基づく補助金の全体設計の承認を受けているものは、第 9 条第 4 項の規定は適用せず、令和 4 年 3 月 7 日施行のこの要綱の定めるところによるものとする。